

審 査 決 定 報 告 書

文教福祉委員会

令和6年第2回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第65号ほか5件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、6月13、14日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第65号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

本案は、マイナンバー法等の改正による被保険者証の交付終了等に伴い、関係規定の整備を行うものであり、マイナ保険証を保有していない場合の対応等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「社会的に大きな影響がある制度変更となることから、市民への丁寧な対応に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第72号 令和6年度水戸市一般会計補正予算（第2号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）及び第10款（教育費）

本案は、ワクチン価格の見直しに伴う新型コロナウイルス定期予防接種委託料の増額等に係る補正措置を講じるものであり、委託料の積算根拠について、定期予防接種の周知方法について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「定期予防接種の実施に当たり、接種人数の推移を注視するとともに、希望者が円滑に接種を受けられるよう、丁寧な説明及び案内に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 報告第21号 専決処分について（令和6年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中別表中歳出

本件は、国の施策を踏まえ、新たに市民税非課税となった世帯等に対する給付金や定額減税補足給付金の支給を実施するため、補正措置を講じたものであり、各給付金の積算根拠について、給付スケジュールや対象世帯への周知方法について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「対象世帯に漏れなく給付されるよう、制度の周知を徹底されたい。また、その周知方法についても、より効果的なものとなるよう取り組まれたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。
以上のほか、報告第17号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）、報告第18号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

そのほか、報告第20号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、承認すべきものと決定いたしました。

記

議案第65号、議案第72号中別表中歳出中第3款、第4款及び第10款
以上、原案を認める。

報告第17号、報告第18号、報告第20号、報告第21号中別表中歳出
以上、承認する。

上記のとおり報告する。

令和6年6月18日

水戸市議会議長 大津亮一様

文教福祉委員会
委員長 後藤通子